

福島県の災害廃棄物

東日本大震災に伴う福島第一原発事故で、災害廃棄物に放射性物質汚染のおそれがあるが、処理が停滞している福島県。ところが、県外で焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、災害廃棄物だけでなく一般廃の処理にまで影響を及ぼしている。一方、福島県内の自治体では災害廃棄物の焼却灰を埋め立て処分場に一時保管する際、周辺住民の理解は必要。担当者から困惑の声も上がっている。

被災地外に広がる放射性物質汚染のおそれ

戸川清掃工場の飛灰から、1キログラム当たり9740ベクレルの放射性物質が検出された。東京都二十三区一部（セシウム134、セシウム137の合計）事務組合が運営する江

放射性物質汚染のおそれ処理が停滞

中部地方廃棄物特集

9月18面

県外の一般廃へも波及



福島県内の災害廃棄物（仮置き場で）

灰の測定を要請した。同省は、早く焼却灰の処理方法を検討するとして、福島県いわき市は、国の処理方針に基づき、災害廃棄物の処理を進めているが、放射性物質が検出されたことにより、焼却灰の濃度が800ベクレルを超える濃度が出た場合、「一時保管に頼るしかないが、いままでやってきたことがないの

「すんなり理解が得られるか難しい」

最大のネックは、周辺住民の理解。「説明を始めているが、すんなり理解が得られるか難しい。しかし、これがクリアできないと、（災害廃棄物の）処理だけでなく、リサイクルも前に進まない」と話している。

が検出されたことを受け、環境省は6月28日、福島県をはじめとする関係都県（15都県）に清掃工場から出る焼却

灰、飛灰が1キログラム当たり8000ベクレルを超えた。福島県内の災害廃棄物の処理方針（6月23日公表）に準じ、一般廃棄物最終処分場に一時保管、空間線量率、埋立地の排水モニタリングを実施するよう求めて低くない。